

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和3年10月22日 08時26分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港（水島港高梁川口灯浮標） 水島港西1号防波堤灯台から真方位284° 1.5海里付近 （概位 北緯34° 28.5′ 東経133° 42.2′）
事故の概要	石材砂利運搬船第八勝丸は、西北西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年11月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	石材砂利運搬船 第八勝丸、469トン
船舶番号、船舶所有者等	131841、株式会社A. O. 海運
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷中央部外板に擦過傷 灯浮標 やぐら主柱1本に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、積み荷役の目的で、水島港内を玉島港に向け、約10ノットの対地速力で西北西進中、水島港高梁川口灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に衝突した。 船長は、腰痛があり、操縦用の椅子に座った姿勢で痛みを和らげようとストレッチをしていたので、船首方の本件灯浮標に気付いていなかったと本事故後に思った。 船長は、海上保安庁からの指摘で本事故の発生を知り、航行記録から、本船が本件灯浮標に衝突したことを認めた。
分析	本船は、西北西進中、船長が、操縦用の椅子に座った姿勢で腰痛の痛みを和らげようとストレッチをしながら航行を続けたことから、船首方の本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西北西進中、船長が、操縦用の椅子に座った姿勢で腰痛の痛みを和らげようとストレッチをしながら航行を続けたため、船首方の本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、船橋当直中、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船橋当直者は、体調が優れないときは、他の乗組員に見張りの補助を頼むなどして当直体制を整えること。

